

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原 告 デヴァ・スリヤラタ ほか2名  
被 告 国

乙第36号証に係る原告らの行為に対する意見書

令和5年4月28日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人 浅海俊   
山田祥太郎   
前田和樹   
佐藤良訓   
向山曉   
山口萌乃香   
稻垣寛之   
長尾武明   
長尾正樹   
中谷文音   
河本岳大 

小林 寛

久保田 貴雄

安藤 宏弥

工藤 陽子

長谷 文哉

中村 翔

永美辰也

佐々木 俊彦

原告ら又はその訴訟代理人（以下、本意見書では、単に「原告ら」という。）は、被告が本件訴訟における証拠として貴裁判所に提出していたウィシュマ氏に関する約5時間分のビデオ映像（乙第36号証。以下、本意見書では、「約5時間分のビデオ映像」という。）の一部を原告ら独自の判断で編集した約5分間のビデオ映像（以下、本意見書では、「約5分間のビデオ映像」という。）をマスコミに提供し、同映像がマスコミのインターネット記事として掲載された。また、原告らは、マスコミなどに対し、同映像を再生して公表するなどして、本件訴訟外で同映像を公開した（以下、本意見書では、以上を併せて「原告らの行為」という。）。

被告は、原告らの行為に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語は、従前の例による。

## 第1 意見

貴裁判所において、第3回口頭弁論期日に被告に対して約5時間分のビデオ映像について証拠提出するように勧告した際、原告らに対し、保安上の問題もあるので、原告らは取扱いに注意願いたい旨の注意喚起を行っていた上、法廷において大型モニターで再生する映像の範囲を検討中であり、どの部分を一般に公開するかについての判断が示されていない段階であったにもかかわらず、原告らの行為がされたことについて、貴裁判所の考えを原告ら及び被告に（少なくとも原告らに）お示しいただいた上で、今後、原告らによって同様の行為が繰り返されないように、適切な対応を講じていただきたい。

## 第2 理由

### 1 原告らの行為に至る経緯

#### (1) 被告が約5時間分のビデオ映像を提出した経緯

本件訴訟の訴え提起前に行われた証拠保全手続において、被告は、ウィシュマ氏に関する約295時間分のビデオ映像（本件ビデオ映像）のうち、原

原告の要望を踏まえた裁判所の訴訟指揮に応じ、原告が必要とする日時及び時間帯を含む部分についてのビデオ映像（約5時間分のビデオ映像）の再生を行った。同映像については、相当枚数の静止画及び当該部分全ての音声を反訳した書面が本件訴訟に上程され、原告らはこれを証拠として援用していること、また、本件ビデオ映像やその他の資料及び調査結果による情報を適宜補足して、調査報告書別添（甲第4号証の2）に詳細が記載されていることを踏まえ、被告としては、本件ビデオ映像の全てを証拠として提出する必要性は認められないとして、原告らに対し、具体的にその必要性を主張するように繰り返し求めてきた。しかし、原告らは、証明すべき事実として、令和3年2月22日から同年3月6日にかけて、ウィシュマ氏が健康状態を悪化させ、速やかに外部の専門医療機関における適切な診療・治療を受けなければ、死に至る危険があることが一見して明らかな状態にあったことや、同期間にウィシュマ氏が入管職員らに対して繰り返し外部の医師による診療や点滴を求め、入管職員らにもウィシュマ氏の状態から外部の医師による診療や点滴の必要性が一見して明らかな状態にあったにもかかわらず、入管職員らがウィシュマ氏の要請を取り合わず、黙殺していたことといった広範かつ抽象的な事実を挙げるのみであり（原告らの2022年（令和4年）6月1日付け文書提出命令申立書参照）、それ以上に国賠法の適用上違法となり得る公務員の具体的な注意義務違反行為について具体的に主張しないまま、合計約295時間分にも及ぶ本件ビデオ映像の証拠調べの必要性を抽象的に主張するのみであった。

このような状況の下、令和4年9月14日の第3回口頭弁論期日において、貴裁判所は、被告に対し、訴訟の円滑な進行の観点から、証拠保全手続で再生した部分は証拠として取り調べる必要性が高く、訴訟指揮権に基づいて、被告には、その約5時間分のビデオ映像を、マスキング等により保安上の支障を軽減させる措置を講じた上で、約5時間分のビデオ映像について証拠と

して提出するように勧告し、その際、原告らに対し、約5時間分のビデオ映像について、保安上の問題もあるので、原告らは、取扱いに注意願いたい旨の注意喚起をした。また、その際、貴裁判所は、残りの約290時間分のビデオ映像の証拠調べの必要性については、約5時間分のビデオ映像の証拠調べを踏まえて検討する旨の方針を示した。

被告は、このような貴裁判所の意向を最大限尊重し、令和4年12月16日、約5時間分のビデオ映像を貴裁判所に証拠として提出し、同映像の写しを原告らに交付したが、原告らへの交付に先だって、保安上の支障があること等から原告らにおいてその取扱いには注意されたい旨を改めて原告らに申し入れるなどしたものである。

## (2) 約5時間分のビデオ映像の証拠調べの実施方法についての協議の経緯

約5時間分のビデオ映像の証拠調べの実施方法については、令和5年1月17日の進行協議期日において、原告らが公開法廷で大型モニターを使って再生することを求めたのに対し、被告が弁論準備手続で再生するように求めていたところ、貴裁判所は、同年2月15日の進行協議期日において、口頭弁論で再生して取り調べる方針を示すとともに、円滑な進行という点では、傍聴人に対する配慮が必要であり、法廷の大型モニターで再生するのは不相応と考える部分もあるが、双方からも指摘されたい旨の意向を示し、その後に提出された両当事者の意見等を踏まえ、同年3月20日の進行協議期日において、大型モニターで再生する映像の範囲については裁判所が今後検討して決めることとした。

その上で、貴裁判所は、証拠調べの時期について、同年3月3日の進行協議期日において、原告らから早期の証拠調べの求めがあったものの、警備の人員の関係もあることから難しいなどとして、同年6月21日及び同年7月

12日の各口頭弁論期日に実施する方針を示した<sup>\*1</sup>。

### (3) 原告らの行為が発覚した経緯

被告は、令和5年4月3日、原告らから、マスコミからの要望を受け、原告らで協議をした結果、約5時間分のビデオ映像を5分間にまとめた映像を作成し、それをマスコミに提供しようと考えている旨の電話連絡を受け、同月4日、貴裁判所に対し、この件について三者で協議をするため進行協議期日の指定を求めた。貴裁判所は、原告らに対し、約5時間分のビデオ映像の一部をマスコミに提供することは円滑な訴訟進行に対する阻害となる旨の懸念を電話で直接示すとともに、原告ら及び被告と連絡を取った上で、同月5日午後2時15分から進行協議期日を指定した。

ところが、指定された同月5日午後2時15分からの進行協議期日に先立つ同日午後0時の時点で、原告らにより約5分間のビデオ映像がマスコミのインターネット記事として掲載され、原告らは、2023年（令和5年）4月5日付けの「報告」と題する書面を貴裁判所及び被告に送付し、同書面の中で、原告らの行為については貴裁判所の許可や被告の同意を求める必要がない旨の意見を明らかにするとともに、同期日を欠席したものである。

その後、原告らは、同月6日、記者会見を行い、約5分間のビデオ映像を再生して公開するとともに、「入管がなかなか出さない。プライバシーとか尊厳とかを持ちだして見せることを拒んだし、見せたとしてもデータを渡さない、公開することにプレッシャーをかけ続けてきました。弁護団としては

---

\*1 なお付言すると、原告らは、「弁護団としてはもっと早く法廷で上映して、受け取った分公開するつもりだったが国側の抵抗でできない」などと述べているが、証拠調べの時期が令和5年6月以降となったのは、貴裁判所における警備の人員の関係の事情等によるものと承知している。

もっと早く法廷で上映して、受け取った分公開するつもりだったが国側の抵抗でできない。そうこうしているうちに入管法改悪法案が提出され、日本の市民が誰も見ない中で審議が始まる。それは到底許されないとということで、ほんの一部ですが公開することとした。」などと述べた。

## 2 原告らの行為は、貴裁判所が職権で判断すべき訴訟進行を掣肘するものであること

### (1) 被告の従前の主張

被告は、約5時間分のビデオ映像については、被告によるマスキング処理が施されているため保安上の支障はなくなった旨主張していた原告らに対し、従前から、いかにマスキングを施した映像を証拠として提出したとはいえ、それは、保安上の支障を軽減させたにすぎず、保安上の支障はなお存在すると主張してきたところであり、また、ウィシュマ氏の名誉や尊厳を侵害しかねない映像も含まれていることも主張してきたものである。

さらに、被告は、約5時間分のビデオ映像の「全て」について証拠調べの必要性があるため証拠として提出するようにとの第3回口頭弁論期日における貴裁判所からの勧告に従い、約5時間分のビデオ映像を証拠提出した上で、その再生範囲に関しては、一部だけを切り取ることは偏った印象を（裁判官に）与えかねず、相当ではないとも主張してきた。

### (2) 貴裁判所による注意喚起があったこと

そして、前記1(1)のとおり、貴裁判所は、第3回口頭弁論期日において、被告に対し、本件ビデオ映像の一部である約5時間分のビデオ映像について証拠提出するよう勧告したが、その際、原告らに対し、証拠として提出される約5時間分のビデオ映像について、保安上の問題があるので取扱いに注意願いたい旨の注意喚起をしているところ、前記1(1)で述べた経緯に照らせば、これは、貴裁判所において、本件訴訟において証拠として提出される約5時間分のビデオ映像が訴訟外で利用され、流出することに対する被告の主

張あるいは懸念について理解を示した上、円滑な訴訟進行の観点も考慮し、同注意喚起をしたものと被告は考えている。

被告は、約5時間分のビデオ映像の証拠提出を、飽くまでも訴訟の一方当事者としてしたもので、原告らにおいても、訴訟上の信義則（民訴法2条）に従って、提出された証拠を適切に取り扱うものと信頼して行ったものであり、その提出に至る前記の経緯に照らせば、その信頼は保護に値し、安易な形で踏みにじられるべきものではない。

また、今後も訴訟は進行し、その中で当事者は様々な立証を積み重ねていくことが予定されているところ、仮に、原告らの行為と同様の行為が一般的に行われるようになれば、当事者として、訴訟の相手方に対する信頼関係を維持することができなくなり、本件のようなビデオ映像（準文書）の提出のみならず、証人尋問等を行うことについても躊躇を感じざるを得なくなる事態が生じ得る。すなわち、一般的な例を挙げれば、証言を行うことが予定されている者に対する不当な批判が加えられ、これにより、同人が精神的な圧迫を感じて証人尋問に協力しない、あるいは、見聞した事実について記憶のまま証言することが難しくなるといった事態が生じ得る。このように、当事者間における信頼関係を維持することができなくなれば、当事者間の信頼関係を前提とした円滑な訴訟進行や、充実した審理の実現の観点からも支障が生じかねない。

### (3) 貴裁判所において検討作業中であったこと

被告が貴裁判所の勧告に応じて証拠として提出した約5時間分のビデオ映像については、前記1(2)のとおり、現在、貴裁判所において、証拠調べの際に大型モニターで再生する部分と再生しない部分についての検討がされているものと承知している。

また、貴裁判所が、令和5年4月5日の進行協議期日を急遽指定したのも、原告らの行為が円滑な訴訟進行を阻害するという問題意識のもと、原告らに

再考を促す必要があると考えたからであると被告は考えている。

それにもかかわらず、原告らが、訴訟外において、原告ら独自の判断で編集した約5分間の映像をマスコミに提供し、同進行協議期日にも欠席するなどしたことは、貴裁判所の前記検討作業や円滑な訴訟進行を確保するための努力を無に帰すものであって、原告らの行為は、貴裁判所が職権で判断すべき訴訟進行を掣肘するものである。

### 3 原告らの行為は、訴訟記録の複製（謄写）等に関する民訴法の趣旨を潜脱すること

訴訟記録を構成するDVD等の電磁的記録媒体は、当事者及び裁判所書記官に利害関係を疎明した第三者（以下、本意見書では、「利害関係者」という。）しか複製をことができないとされている（民訴法91条4項）。

しかるに、本件において、マスコミは当事者でも利害関係者でもなく、原告らが、当事者でも利害関係者でもないマスコミに対し、約5分間の映像を複製して提供したことは、実質的には、マスコミが乙第36号証の一部を複製したのと同じ効果が生じていることになる。

また、約5分間の映像は、マスコミによってインターネット上に公開されており、その結果、民訴法が定める閲覧謄写の手続によることなく、何人も本件動画の一部をどこにおいても閲覧謄写することが、事実上可能な状況に置かれることとなっている。

しかし、これは、証拠たる電磁的記録媒体の複製を当事者及び利害関係者に限定し、また、その手続を裁判所書記官の判断に委ねた民訴法の趣旨を潜脱するものであるといわざるを得ない。

### 4 結論

以上のとおり、本件訴訟を主宰する貴裁判所において、原告らに対し、約5時間分のビデオ映像について、保安上の問題もあるので、取扱いに注意願いたい旨の注意喚起を行っていた上、法廷において大型モニターで再生する映像の

範囲を検討中であり、どの部分を一般に公開するかについての判断が示されていない段階であったにもかかわらず、原告らの行為がされたことについて、貴裁判所の考えを原告ら及び被告に（少なくとも原告らに）お示しいただきたい。

また、被告は、今回の原告らの行為により、約5分間のビデオ映像の元となつた約5時間分のビデオ映像のみならず、本件ビデオ映像についても、仮にこれが証拠として提出された場合には、貴裁判所から今回と同様の注意喚起がされたとしても、訴訟外で公開されるおそれがあることが明らかになったと考えているため、貴裁判所におかれでは、本件ビデオ映像についても、訴訟外で公開されるおそれがあることに留意いただいた上で、今後、同様の行為が繰り返されないように、適切な対応を講じていただきたい。

以上